

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

（麻薬中毒審査会）

第五十八条の十三 第五十八条の八第四項（第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行なうため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で、第五十八条の八第三項の規定により当該都道府県知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに麻薬中毒審査会を置くものとするができる。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。
- 3 麻薬中毒審査会は、委員五人をもつて組織する。
- 4 委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 5 前各項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年三月三十一日政令第五十七号）

（麻薬中毒審査会）

第十三条 麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 4 審査会は、会長が招集する。
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 法第五十八条の十三第一項の規定により設置される審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 法第五十八条の十三第二項の規定により設置される審査会の委員は、同項 後段の規定により当該審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。